

## 一般財団法人自治体衛星通信機構有識者会議設置要綱

### (設置)

**第1条** 一般財団法人自治体衛星通信機構（以下「機構」という。）の業務全般に関する事項について、幅広い視点から意見交換を行い、今後の機構経営に資するため、一般財団法人自治体衛星通信機構有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (組織)

**第2条** 有識者会議は、次に掲げる者のうちから理事長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 総務省
- (3) 地方公共団体
- (4) その他理事長が適当と認める者

2 有識者会議には、オブザーバーを置くことができる。

### (任期等)

**第3条** 委員の任期は、委嘱日から翌年度末までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委嘱以降、新たに委嘱された委員の任期は、委嘱日から前項により委嘱された委員の任期の最終日までとする。

3 委員は再任することができる。

### (座長及び座長代理)

**第4条** 有識者会議に座長を置き、委員のうちから互選する。

2 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

3 座長は、座長代理を指名することができる。

4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

**第5条** 有識者会議は、座長が招集する。

2 座長は有識者会議の議長となり、有識者会議を運営する。

3 座長は、必要に応じて、委員及びオブザーバー以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (部会の設置)

**第6条** 有識者会議に、地域衛星通信ネットワークの整備及び運用に関する技術的な課題を検討するため、地域衛星通信ネットワークに関する技術検討部会を置く。

2 座長は、前項の事項以外に関する特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、有識者会議に部会を置くことができる。

3 第1項の技術検討部会及び前項の部会（以下「技術検討部会等」という。）の委員は座長が指名する。

4 技術検討部会等の組織及び運営については、別途定める。

### (事務局)

**第7条** 有識者会議の庶務は、総務部情報企画課が行う。

### (その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月17日から施行する。